

# 介護保険制度

## 24年度からの施策の方向性と介護保険料など

東久留米市の高齢化率は、23年10月には23・8割となり、本格的な超高齢社会に移行しています。12年度からスタートした介護保険制度は、介護を社会全体で支える仕組みとして定着しています。今号では24年度からの施策の方向性と介護保険料などについてお知らせします。

詳しくは介護福祉課介護サービス係 ☎470・7777 (内線2553・2556)、保険係 (内線4910・4911) へ。

### (1) 第5期計画を策定

第5期(24～26年度) 東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、第4期(21～23年度)の計画を見直し、市の高齢者施策の方向性を示すものとして策定しました。

### ① 介護予防等の推進

第5期計画では、第4期計画に引き続き、予防重視の施策や地域包括ケアなどの一層の充実を目指します。

### ② 施設整備等の充実

介護保険施設整備などの充実を図るため、特別養護老人ホームなどの複合施設を、上の原地域の東久留米団地に27年2月に開設できるように、関係機関と調整しています。

### ③ 認知症の方、要介護者の家族への支援

この計画は、介護福祉課(市役所1階)、市政情報コーナー(同2階)、市立図書館でご覧になることができます。

### (2) 介護保険料の見直しについて

市における65歳以上の高齢者人口は21年10月には2万6239人でしたが、23年10月には2万7235人と、2年間で約1000人増加し、今後は毎年増えていく見込みです。高齢化率は、26年には28・0割になる見込みです。

## ご協力をお願いします 高齢者元気度アンケート

65歳以上の方に調査票を6月上旬に郵送します

今年度から、皆さんがいつまでも元気で住み慣れた地域で暮らせるための介護予防事業の一環として「高齢者元気度アンケート」を実施します。期日までに回答いただいた方には、健康状態と要介護にならないための提案(アドバイス票)と介護予防プログラムなどのご案内を送付します。

【対象】市内在住で65歳以上の方(要介護・要支援認定の方を除く)

【実施方法】アンケートが届きましたら、日頃の健康状態について記入してください。質問は「はい」または「いいえ」でお答えいただく形式になっています

【提出方法】同封の返信用封筒に調査票を入れて、アンケート用紙に明記された期日までに、ポストに投函してください(切手不要)

【費用】無料

### 高齢者元気度アンケートとは

高齢者元気度アンケートは、23年度まで実施していた生活機能評価に代わるものです。今年度から医療機関では実施しませんので、ご注意ください。

詳しくは介護福祉課地域ケア係 ☎470・7777 (内線2501・2502・2557) へ。

### 24年度からの介護保険料段階 基準額4,200円(月額)

区分	対象者	保険料率	保険料(月額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方	0.45	2万2,600円
第2段階	市民税非課税世帯で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の方	0.45	2万2,600円
特例第3段階	市民税非課税世帯で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超、120万円以下の方	0.60	3万200円
第3段階	市民税非課税世帯で「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円超の方	0.70	3万5,200円
特例第4段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税、かつ「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の方	0.80	4万300円
第4段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税、かつ「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超の方	0.96	4万8,300円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.04	5万2,400円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上、190万円未満の方	1.20	6万400円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上、250万円未満の方	1.23	6万1,900円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上、350万円未満の方	1.48	7万4,500円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上、500万円未満の方	1.51	7万6,100円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上、700万円未満の方	1.75	8万8,200円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	1.80	9万700円

介護保険施設サービス利用者(入所者)へ 居住費・食費の負担限度額認定の申請を

### 介護保険施設における1日当たりの段階区分別負担限度額

段階区分	所得区分	利用料負担段階	居住費				食費
			ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室 ※1	多床室	
世帯課税者で本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	第4段階	施設ごとに利用料金が異なります				
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	第3段階	1,310円	1,310円	820円(1,310円)	320円	650円
	老齢福祉年金受給者	第2段階	820円	490円	420円(490円)	320円	390円
生活保護受給者等		第1段階	820円	490円	320円(490円)	0円	300円

※1 カッコ内は介護老人保健施設および介護療養型医療施設の場合です。

75歳以上の高齢者の増加と並行して、認知症の高齢者が増えることが予測されています。このため認知症の高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるよう、前記の複合施設にはグループホームを併設する計画です。また、見守り、生活支援サービスの充実、要介護者の家族への支援、権利擁護の推進などに取り組みます。

### (3) 第1号被保険者の介護保険料は月額4,200円

第4期計画期間では、介護第1号被保険者は、このうち約21割(第1号被保険者負担率)を介護保険料として負担する本人負担を除いた額、および地域支援事業費(介護予防

第5期計画の第1号被保険

者の基準保険料額は、月額3,600円から4,200円に600円の増額となります。

市では介護保険料を抑制するため、都から交付される財政安定化基金交付金、市の保有する介護給付準備基金を繰り入れ、保険料の増加抑制に取り組みました。

### (4) 介護保険料の所得段階は実質13段階

市の第4期介護保険料の所得段階は実質9段階でした。24年度からは実質13段階になります。

### ① 特例第3段階の新設

低所得者の負担を軽減するため、市民税非課税世帯の方で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円超、かつ120万円以下の範囲の方について、新たに特例第3段階の設定を行いました。

### ② 特例第4段階の継続

第4期に特例的な段階の設定を行っていた市民税課税世帯の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円超、かつ120万円以下の範囲の方について、新たに特例第3段階の設定を行いました。

### ③ 介護保険料の利用者負担額が変更になっています

4月から報酬改定により、介護保険の利用者負担額が変更になっています。例えば、訪問介護の生活援助や通所介護などの利用時間区分が見直されましたので、利用しているサービス内容で利用者負担額が異なります。

### ④ ケアマネジャー または各サービス利用事業所へ問い合わせてください

現在、この制度を利用して一定の要件を満たす方は、減額制度を受けられる場合があります。詳しくは介護福祉課介護サービス係 ☎470・7777 (内線2553・2554) へ。

## 初心者向けの講座です！ 家族介護者教室にご参加ください

在宅で高齢者を介護している家族の方を対象に、安心して介護を続けられるように、基礎的な知識や技術を習得す



【日時】6月17日(日) 午前10時～正午(受け付けは9時半から)

【会場】介護老人保健施設「ケア東久留米」ダイケアルーム(幸町3ノ11ノ10)

【費用】無料

【定員】先着30人

【申し込み】6月15日(金)までに、直接「在宅介護支援センターケア東久留米」へ

詳しくは同ケア東久留米 ☎479・0800 へ。